

厚生科学研究費補助金（政策科学推進研究事業）
研究報告書

国民健康保険加入世帯の実態についての分析

研究者 兵頭 明和（国際医療福祉大学保健学部教授）

1. 研究目的

我が国は国民皆保険であり、生活保護対象者を除けば全ての国民はいずれかの医療保険制度に加入している。医療保険制度は、大きく職域保険と地域保険に分かれる。職域保険は、政府管掌健康保険、組合管掌健康保険、船員保険、国家公務員等共済組合、地方公務員等共済組合、私立学校教職員共済組合、国民健康保険組合であり、地域保険は市町村国民健康保険である。

生活保護対象者以外の国民は、職域保険のいずれかに適用される場合はその職域保険に加入し、それ以外の場合は地域保険である市町村国民健康保険に加入することになっており、その仕組みによって国民皆保険体制が成立している。そういう意味で、市町村国民健康保険が国民皆保険を成立させる要であるといえる。

市町村国民健康保険は、その発足時においては、職域保険に加入する雇用者に対して、自営業者、農業従事者が加入する制度として位置づけられていた。しかし、その後の産業構造の変化、人口の高齢化等によって、市町村国民健康保険の加入者の構造は大きく変化している。それを端的に表す現象が、国民健康保険加入世帯における所得無し世帯や無職世帯の割合の増加である。ここでいう所得とは、生の収入ではなく保険料算定の基礎となる所得であるが、いずれにせよ保険料算定の基礎となる所得がゼロである世帯が増加するということは、市町村国民健康保険の保険者にとっては保険料収入の減少、ひいては保険財政の悪化につながることになる。

この所得無し世帯、無職世帯については、世帯数が増加しているということは厚生省が発表している統計で示されているが、その世帯が具体的にどういう世帯であるのかということについては詳しくはわかっていないのが実状である。そこで、本研究では、国民健康保険に加入している世帯の状況を調査した国民健康保険実態調査のデータを利用し、さらに国民生活基礎調査の結果も併せてみながら、こういった所得無し世帯、無職世帯が具体的にど

のような世帯であるのかについて分析を行い、医療保険制度の検討のための基礎資料とすることを目的とする。

2. 研究方法

本研究では、国民健康保険実態調査及び国民生活基礎調査を使用して分析を行う。

国民健康保険実態調査は、国民健康保険の実態を把握するために厚生省保険局調査課が毎年実施している調査であり、世帯票、市町村票、組合票、異動票の4種類の調査票で構成されている。世帯票は、市町村国民健康保険の加入世帯から約3万世帯を抽出し、その世帯に属する国民健康保険被保険者の年齢、世帯主との続柄、所得等を調査するものである。市町村票は、市町村国民健康保険の全保険者について、世帯数、年齢階級別被保険者数、保険料調定額、課税標準額等を調査するものである。組合票は、国民健康保険組合の全保険者について、年齢階級別被保険者数等を調査するものである。異動票は、新規加入及び脱退者から抽出した者について、年齢や異動元の制度、異動先の制度等を調査するものである。本分析では平成8年度調査の結果を使用する。

また、国民生活基礎調査は、国民の生活の実態を把握するために厚生省統計情報部が毎年実施している調査である。3年に1回大規模調査があり、他の2年は小規模調査である。世帯票、健康票、所得票、貯蓄票の4種類の調査票で構成されており、世帯票は世帯の基本的な事項、健康票は自覚症状等の健康状況、所得票は所得の状況、貯蓄票は貯蓄の状況を調査している。本分析では、平成7年に実施された大規模調査の結果を使用する。

3. 既存統計における結果の検討

分析の第一段階として、国民健康保険実態調査の報告書によって、どの程度のことかわかるかについて調査を行った。

表1は、国民健康保険実態調査の中の世帯票によって、世帯主

の職業別にみた世帯数構成割合を時系列でみたものである。これをみると、現在の制度が発足してまもない昭和40年には、農業の割合が42.1%、自営業が25.4%であり、その2つで全体の67.5%を占めていたわけであり、市町村国民健康保険は農業従事者や自営業者が加入する制度であるというイメージは妥当なものであったことがわかる。ところが、近年になるにつれてこの両者の割合は減少し、かわりに無職の割合が急速に増大してきた。その結果、直近の平成8年の結果をみると、農業7.2%、自営業23.3%であるのに対して、無職の割合が43.5%を占めており、もはや市町村国民健康保険は農業従事者や自営業者の制度であるとはいえない状況となってきた。

表2は、世帯の中で所得が無い世帯の割合及び保険料軽減世帯の割合を時系列でみたものである。ここでいう所得というのは、生の収入ではなく、「旧但し書き所得」と呼ばれるものである。これは、生の収入から、必要経費、給与所得控除、公的年金等控除などを差し引いたものである。この所得から基礎控除を差し引いたものが旧但し書き方式による課税標準額となり、市町村国民健康保険の保険者の大部分がこの課税標準額を保険料算定の基礎としている。一般に住民税の算定の基礎となっている課税標準額は、これからさらに配偶者控除、老年者控除といった様々な人的控除を行ったものであり、旧但し書き方式による課税標準額はそれと比べると控除の度合いが小さいものとなっている。

この表をみると、表1で示されていた無職世帯の増加を反映して、所得無し世帯の割合も、昭和55年には全体の13.1%であったものが、平成8年には22.8%にまで増加している。このことは、市町村国民健康保険全体としての、保険料負担能力の低下につながることになる。

表2の右の列は、市町村国民健康保険における保険料軽減世帯の割合を時系列でみたものである。市町村国民健康保険においては、保険料は各保険者ごとに算定方式が異なっているが、基本的

構造は、所得や資産に応じて算定される応能部分と、1人当たり、又は世帯当たりで定額で定まる応益部分とで構成される。所得が低い世帯の場合には、当然応能部分の額も低くなるわけであるが、一定基準以上に所得が低い場合には、応益部分についても一定の割合で軽減を行うことになっている。この軽減額については、保険基盤安定繰入金として、市町村の一般会計から繰入が行われ、それに対して、都道府県や国から補助が行われる仕組みになっている。この表によると保険料軽減世帯の割合は昭和55年の20.9%から平成8年の27.2%まで増加傾向にある。

表3は、国民健康保険実態調査による1世帯当たり平均所得、1世帯当たり保険料（税）調定額及びその比率である負担率の推移をみたものである。医療費の増加に伴う保険料の増大と比較して、所得の伸びは低い水準となっていることから、負担率は昭和55年度の5.4%から平成8年度には6.9%にまで上昇している。

表4は、世帯主の職業と、所得の有無をクロスして世帯の分布をみたものであるが、これをみると所得無し世帯の76%が無職世帯であり、また、無職世帯の43%が所得無し世帯であることから、両者はかなりの割合で重複している。ただ、ここで注意すべきことは、所得無し世帯の中の無職世帯の割合に比較すると、無職世帯の中の所得無し世帯の割合は相対的に低く、無職であるが所得のある世帯が半分以上となっていることである。これは、おそらくは年金収入の影響が大きいと予想される。これについては後で詳細に分析する予定である。

4. 国民健康保険実態調査による分析

(1) 世帯主の年齢階級別にみた状況

表5-1は、世帯主年齢階級別に、全世帯、所得無し世帯、無職世帯、所得無しでかつ無職世帯の世帯数の分布をみたものである。

構成割合をみると、全世帯では60歳代が約28%、70歳以上が約28%、合計で約55%となっているのに対して、所得無し世帯、無職世帯では60歳代が約22%と約35%、70歳以上が約42%と約52%、合計で約64%と約87%となっており、いずれも世帯主が高齢者である割合が高く、特に無職世帯にこの傾向が顕著である。

全世帯に対する所得無し世帯の割合をみると、10歳代は世帯数も少ないので特殊ケースとして無視すると、70歳以上の約32%が特に高くなっており、それ以外の年齢では15%~20%程度の水準である。無職世帯の割合は年齢によってより変動が大きく、20歳~59歳では10%程度であるのに対して、60歳代で約46%、70歳以上で約70%となっている。

所得無し世帯と無職世帯との相互関係をみるために、所得無し世帯の中の無職世帯の割合と、無職世帯の中の所得無し世帯の割合を比較してみる。年齢合計では、前者が約76%、後者が約43%となっているが、これを世帯主の年齢階級別にみると、前者は20歳~59歳では5~6割程度であるのに対して70歳以上では9割を超えている。それに対して、後者は20歳~59歳では7~9割程度であるのに対して、60歳~69歳では約28%、70歳以上では約43%と低くなっている。

これを要約すると、世帯主の年齢が若い場合には、無職世帯の大部分は所得無しであり、かつ、職があっても所得が無い場合がかなりあるのに対して、世帯主の年齢が高い場合には、所得無し世帯の大部分は無職であり、かつ、無職であっても所得がある場合がかなりあるということを意味している。

この場合の、無職であっても所得があるというのは、主として年金収入であろうことは容易に予想されることである。一方、世帯主の年齢が若いときの、職があっても所得がない場合について1つ考えられるのは、世帯主が擬制世帯主であるケースである。擬制世帯主とは、世帯主は被用者保険に加入しているが、

世帯員の中に国民健康保険加入者がある場合に、この世帯主を形式的に国民健康保険加入世帯の世帯主として扱うものである。これは、国民健康保険税（料）の納付義務者が世帯主であることから、形式的にこのような扱いとするものであるが、この擬制世帯主の所得は国民健康保険税（料）の算定の対象からははずされるものであるので、国民健康保険実態調査の所得からも除外されている。

表5-2は、表5-1について、擬制世帯を除外して再集計した結果であるが、世帯主の年齢が若い場合における所得無し世帯の中の無職世帯の割合が7～8割程度と、全世帯の場合と比較してかなり高くなっていることから、擬制世帯の影響がかなり大きいことが考えられる。

（2）年金収入額別にみた状況

表6-1と表6-2は、世帯主の年齢が60歳代の世帯と、70歳以上の世帯について、年金額階級別に全世帯、所得無し世帯、無職世帯、所得無しでかつ無職世帯の世帯数の分布をみたものである。なお、国民健康保険実態調査において把握されている年金は老齢もしくは退職年金であり、遺族年金や障害年金は対象外である。これは、国民健康保険税（料）の算定の基礎となる所得から、遺族年金や障害年金は始めから除外されていることによる。

先ほど世帯主の年齢階級別の分析において、「世帯主の年齢が高い場合には無職世帯の中の所得無し世帯の割合が低い」傾向があることを指摘したが、これは年金収入によるものであることがこの表から判断できる。例えば60歳代においては、無職世帯の中の所得無し世帯の割合は約28%であるが、年金額が高いほどこの割合は低くなり、100万円以上では約7%となっている。世帯主の年齢が70歳以上の場合でも傾向は同様である。

所得無し世帯の全世帯に対する割合は、年金受給額が低くなるほど高くなり、例えば世帯主の年齢が70歳以上の世帯では、年金額が1円～10万円の場合には約86%であるのに対して、100万円以上の場合には約12%となっている。ただし、世帯主の年齢が60歳代の場合、70歳以上の場合の両方とも、年金受給額が0円である世帯の所得無し世帯割合は低くなっているが、この原因は不明である。

(3) 世帯構造別にみた状況

世帯を、世帯主を中心として、①単独世帯（世帯主のみの世帯）、②夫婦のみの世帯（世帯主とその配偶者のみの世帯）、③単親+子供のみの世帯（世帯主とその子供のみの世帯）、④夫婦と子供のみの世帯（世帯主とその配偶者と子供のみの世帯）、⑤単身者とその父母のみの世帯（世帯主とその父母のみの世帯）、⑥夫婦とその父母のみの世帯（世帯主とその配偶者と父母のみの世帯）、⑦その他の世帯の7種類に分類して、さらに世帯主年齢階級別に全世帯、所得無し世帯、無職世帯、所得無しでかつ無職世帯の世帯数の分布をみたものが表7-1～表7-7である。

所得無し世帯の全世帯に対する割合をみると、全年齢では単独世帯、単親と子供のみの世帯、単身者とその父母のみの世帯で割合が高くなっている。これをさらに世帯主年齢階級別にみると、世帯主の年齢が高い場合には単独世帯における所得無し割合が高くなり、70歳以上では6割程度にまでなっている。一方、世帯主年齢が低い場合には、単親とその子供のみの世帯における所得無し割合が高くなり、20歳～29歳で約44%、30歳～39歳で約33%となっている。

所得無し世帯の構成割合をみると、世帯主年齢階級別には(1)でみたように、70歳以上で42%、60歳～69歳で22%を占めているが、その中で世帯構造別にみると、60歳

～69歳の65%、70歳以上の77%が単独世帯となっている。所得無し世帯のうち世帯主の年齢が60歳以上でかつ単独世帯であるものの数の合計は3,600程度であり、全体の所得無し世帯約7,600世帯の半分程度を占めることになる。

さらに、所得無し世帯について世帯主の性別で区分したみたものが表8であるが、これをみると、全所得無し世帯の約半分を占める60歳以上単独世帯のうち世帯主が女性であるものの割合は約83%と極めて高いことがわかる。全所得無し世帯に占める割合は約39%であり、高齢女性の単独世帯が所得無し世帯の中で大きなウエイトを占めていることがわかる。

また、この高齢女性の単独世帯を、年金額階級別にみたものが表9である。全体的に年金額は低く、100万円以上の世帯は1割程度である。年金額がこの程度の水準の場合、公的年金等控除を行った結果、所得はゼロとなることになる。特に注目すべきなのは年金を受給していない世帯がかなりあることであり、60歳～69歳で約50%、70歳以上で約35%が年金を受給していない。ただし、前述したように、ここでの年金は老齢年金又は退職年金に限定されるので、特に女性の場合、遺族年金を受給しているケースがかなりあるのではないかと考えられる。

(4) 所得無し世帯と住民税非課税世帯の関係

最後に、所得無し世帯と住民税非課税世帯との関係がどのようになっているかをみってみる。表10-1～表10-3は、世帯主の性別、年齢階級別に、所得無し世帯、住民税非課税世帯、所得無し世帯でかつ住民税非課税世帯の世帯数の全世帯数に対する割合をみたものである。これをみると、どの分類でも、住民税非課税世帯数は所得無し世帯数をかなり上回っている一方で、所得無し世帯数と所得無し世帯でかつ住民税非課税世帯の世帯数はかなり近い値となっていることがわかる。このことか

ら、概ね、所得無し世帯は住民税非課税世帯の一部となっているということができると考えられる。

5. 国民生活基礎調査の結果による分析

(1) 所得無し世帯に対応する概念の検討

4. では、国民健康保険実態調査に基づいて、所得無し世帯の状況について分析を行った。本節では、国民生活基礎調査の所得票に基づいて、所得無し世帯の状況について分析を行いたいと考えているが、ここで問題となるのが、所得無し世帯の定義である。前述したように、国民健康保険における所得無し世帯とは、旧但し書き所得がゼロの世帯である。この旧但し書き所得というものは、国民健康保険特有のものであるため、国民生活基礎調査上では把握されていない概念である。そこで、このでは多少なりとも近い概念として「住民税非課税」というものを使用することとしたい。住民税が非課税となる条件は、①生活保護法の規定による生活扶助を受けている者、②障害者、未成年者、老年者、寡婦又は寡夫で前年の合計所得金額は125万円以下の者であり、国民健康保険における旧但し書き所得がゼロという条件とは異なっている。ただ、4の(4)でみたように、住民税非課税世帯の概ね半分程度は所得無し世帯であり、かつ所得無し世帯の大部分は住民税非課税世帯であることから、ある程度類似したものであると仮定して以下の分析を行うこととする。

(2) 世帯種別世帯構造別の状況

国民生活基礎調査においては、世帯種という分類がある。これは、医療保険への加入状況に基づく分類であり、①生活保護を受けている世帯、②国民健康保険加入世帯、③被用者保険加入世帯、④国民健康保険・被用者保険加入世帯、⑤その他の世帯の5分類である。このうち、④の国民健康保険・被用者保険

加入世帯とは、同一世帯の中に国民健康保険加入者と被用者保険加入者が混在している世帯である。従って、国民健康保険加入者がいる世帯としてカウントする場合には、国民健康保険加入世帯数と国民健康保険・被用者保険加入世帯数とを合計することになる。なお、4. で分析した国民健康保険実態調査の世帯票の対象は市町村国民健康保険のみであるが、国民生活基礎調査における国民健康保険とは、市町村国民健康保険と国民健康保険組合の合計であることに注意する必要がある。

表11-1～表11-2は、世帯種別、世帯構造別の世帯構成割合を示したものである。国民健康保険加入世帯の割合は約32%、国民健康保険・被用者保険加入世帯は約17%、合計で約49%となっている。平成7年の国勢調査による総世帯数は約4,400万世帯であるから、国民健康保険加入者がいる世帯数の大雑把な推計値としては約2,150万世帯ということになる。平成7年度の国民健康保険年報によると年度平均世帯数は約2,020万世帯であるので、それほど大きなずれはないと考えられる。国勢調査の総世帯数には、施設等の世帯（社会施設の入所者、病院等の入院者等であり、国民生活基礎調査の対象外）なども含まれているので、若干多めになっているのではないかと考えられる。

国民健康保険加入世帯を世帯構造別にみると、単独世帯が男女計で約27%、夫婦のみ世帯が約32%となっている。国民健康保険実態調査では、単独世帯が約33%、夫婦のみ世帯が約29%である。単独世帯が少な目であるが、これについては、国民健康保険・被用者保険加入世帯において国民健康保険加入者が1人の場合には、国民健康保険サイドからみると単独世帯となることも一つの要因として考えられる。

表12-1～表12-2は、住民税非課税世帯について、世帯種別、世帯構造別の構成割合をみたものである。全世帯の場合と比較して国民健康保険加入世帯の割合がかなり高く、約6

4%をしめており、国民健康保険加入者のいる世帯の割合は約72%となっている。国民健康保険加入世帯の中の世帯構造をみると、単独世帯の割合が約48%と高く、特に女性の単独世帯が全体の約1/3を占めている。さらに、表13-1～表13-2は住民税非課税世帯の国民健康保険加入世帯について世帯構造別・世帯主の年齢階級別にみたものであるが、これをみると、女性の単独世帯のうち60歳代が約27%、70歳以上が約55%で、両方の合計で約82%を占めている。これは国民健康保険実態調査における所得無し世帯の傾向と類似している。

(3) 住民税非課税世帯の収入の状況

表14-1～表14-2は、住民税非課税・国民健康保険加入世帯に限定して、「全世帯」及びその内訳として「男性の単独世帯」、「女性の単独世帯」、「夫婦のみの世帯」について所得の状況をみたものである。また、「男性の単独世帯」、「女性の単独世帯」、「夫婦のみの世帯」については、世帯主の年齢が60～69歳、70歳以上の場合を再掲として掲げている。表14-1は、上記各世帯について、所得の種類別に所得のある世帯の割合を示したものであり、表14-2は、所得のある世帯に限定して平均所得額を計算したものである。

これをみると、住民税非課税世帯は、特に雇用者所得、事業所得について、所得のある世帯の割合、所得有り世帯における平均所得のいずれにおいてもかなり低くなっている。住民税非課税世帯の中では公的年金・恩給のある世帯の割合が高く、世帯主の年齢が60歳代の世帯で8割から9割程度、70歳以上の世帯ではほとんど10割となっている。また、所得のある世帯における平均所得は、単独世帯で約120万円程度、夫婦のみ世帯で約180万円程度となっている。

これまでの分析で注目すべきと考えられる高齢女性の単独世

帯についてみると、世帯主の年齢が70歳以上の女性単独世帯では、平均所得が約130万円となっているが、そのうち公的年金・恩給のある世帯の割合は約98%であり、それらの世帯が受給している公的年金・恩給の平均額は約115万円となっている。所得のある世帯の割合が次に高いのは仕送りであるが、その割合は9%程度で、平均所得も50万円程度であり、収入のほとんどを公的年金・恩給に依存していることがわかる。なお、国民健康保険実態調査に基づく分析では、所得無し世帯の女性単独世帯のうち世帯主年齢が70歳以上の世帯の35%が年金受給額がゼロであったことと違いが出ているが、おそらくこれは国民健康保険実態調査では遺族年金・障害年金を把握していないことによるものではないかと考えられる。残念ながら、国民生活基礎調査では、公的年金の内訳として年金の種別（老齢年金、遺族年金、障害年金等）を把握していないため、定量的な確認はできない。

6. まとめ

以上、国民健康保険実態調査に基づいて所得無し世帯の状況と、併せて国民生活基礎調査に基づいてある程度所得無し世帯と類似すると考えられる住民税非課税世帯の状況について分析を行った。いずれの場合でも、世帯主が高年齢である世帯の割合が高く、かつ、その中では女性単独世帯の割合が高くなっている

高齢女性の単独世帯の所得の状況をみると、公的年金に依存する割合が高く、それ以外の所得のウエイトは小さい。公的年金は、老齢年金が中心と思われるが、それ以外に遺族年金等の割合もかなりあるのではないかと考えられる。国民健康保険実態調査では老齢年金のみ把握しているが、それをみると全体的に年金額は低く、かつばらつきは大きなものとなっている。

高齢女性の単独世帯が多いというのは、女性の平均寿命が男性よりも長いことから、もともとは夫婦のみであったものが夫が先

に死亡するケースが多く、かつ、そういった場合、自分の老齢基礎年金を受給するとともに、夫が加入していた年金制度によってはさらに遺族年金を受給することになるが、遺族年金は国民健康保険税（料）課税対象所得からは除外され、老齢基礎年金は公的年金等控除を行うとゼロとなることによって、国民健康保険制度としては所得無しとなることによると考えられる。今後、さらに高齢化が進行するとともに、おそらくこういったケースが増えていくことが予想されるが、国民健康保険制度のあり方を考える上でこういった状況も考慮する必要があると考えられる。

表1

世帯主の職業別世帯数構成割合の推移(市町村国保)

(単位: %)

	総数	農林水産業	その他の自営業	被用者	その他の職業	無職
昭和40年	100.0	42.1	25.4	19.5	6.4	6.6
昭和45年	100.0	32.6	28.0	23.7	9.9	5.7
昭和50年	100.0	23.3	32.0	31.4	4.9	8.4
昭和55年	100.0	16.8	32.6	31.6	4.0	15.0
昭和60年	100.0	13.5	30.1	28.7	4.1	23.7
平成2年	100.0	10.0	27.9	23.3	3.4	35.4
平成8年	100.0	7.2	23.3	23.3	2.7	43.5

(注1)厚生省保険局「国民健康保険実態調査」による。

(注2)昭和60年以降は擬制世帯を除く。

表2

市町村国保における所得無し世帯及び保険料軽減世帯の割合の推移

(単位:%)

	所得無し世帯 の割合	保険料軽減世帯 の割合
昭和55年	13.1	20.9
昭和60年	16.0	21.5
平成2年	19.2	23.7
平成8年	22.8	27.2

(注)厚生省保険局「国民健康保険実態調査」による。

表3

平均所得、平均保険料、負担率の推移

	1世帯当たり平均所得 (千円)	1世帯当たり平均調定額 (円)	負担率 (%)
昭和55年度	1,642	88,418	5.4
昭和60年度	1,868	121,146	6.5
平成2年度	2,405	151,554	6.3
平成8年度	2,283	157,566	6.9

(注)厚生省保険局「国民健康保険実態調査」による。

表4

世帯主の職業別・所得の有無別世帯数構成割合

(単位: %)

	総数	農林水産業	その他の 自営業	被用者	その他 の職業	無職	不明
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
(再掲)所得無し	20.9	4.5	3.0	11.8	10.8	42.9	8.4

	総数	農林水産業	その他の 自営業	被用者	その他 の職業	無職	不明
総数	100.0	6.3	20.0	27.4	2.8	37.1	6.3
(再掲)所得無し	100.0	1.4	2.9	15.5	1.5	76.2	2.5

(注1)厚生省保険局「平成8年国民健康保険実態調査」による。

(注2)総数には所得不詳も含む。

(注3)擬制世帯も含む。

表5-1

世帯主年齢階級別にみた所得無し世帯等の状況

(単位: %)

世帯主年齢階級	全世帯	(再掲) 所得無し世帯	(再掲) 無職世帯	(再掲) 所得無し 無職世帯	所得無し 世帯割合	無職世帯 割合	所得無し世帯 の中の 無職割合	無職世帯 の中の 所得無し割合
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	20.9	37.1	76.2	42.9
0歳～9歳	0.0	0.0	0.0	0.0				
10歳～19歳	0.1	0.4	0.2	0.4	55.6	44.4	80.0	100.0
20歳～29歳	4.9	4.7	1.9	4.2	20.2	14.7	67.3	92.7
30歳～39歳	7.3	6.3	2.2	4.7	17.8	11.3	56.7	89.7
40歳～49歳	15.1	11.8	3.8	7.5	16.3	9.3	48.6	85.4
50歳～59歳	17.2	13.0	5.2	8.8	15.8	11.3	51.5	72.2
60歳～69歳	27.8	21.5	34.5	22.5	16.2	46.0	79.6	28.0
70歳～	27.5	42.3	52.1	52.0	32.1	70.3	93.6	42.8

(注)平成8年国民健康保険実態調査世帯票による。

表5-2

世帯主年齢階級別にみた所得無し世帯等の状況(擬制世帯を除く)

(単位: %)

世帯主年齢階級	全世帯	(再掲) 所得無し世帯	(再掲) 無職世帯	(再掲) 所得無し 無職世帯	所得無し 世帯割合	無職世帯 割合	所得無し世帯 の中の 無職割合	無職世帯 の中の 所得無し割合
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	20.1	40.5	86.5	42.9
0歳～9歳	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
10歳～19歳	0.2	0.4	0.2	0.4	55.6	44.4	80.0	100.0
20歳～29歳	5.0	5.1	1.9	4.2	20.2	15.4	70.9	92.7
30歳～39歳	7.1	5.8	2.2	4.7	16.5	12.7	69.4	89.7
40歳～49歳	14.1	9.3	3.8	7.5	13.4	10.9	69.7	85.4
50歳～59歳	15.2	9.5	5.2	8.8	12.6	13.9	79.5	72.2
60歳～69歳	28.8	22.4	34.5	22.5	15.6	48.5	86.8	28.0
70歳～	29.6	47.4	52.1	52.0	32.2	71.3	94.9	42.8

(注)平成8年国民健康保険実態調査世帯票による。